

平成29年7月24日

【照会先】

労働基準局安全衛生部化学物質対策課

課長 奥村 伸人

化学物質国際動向分析官 吉澤 保法 (5517)

(代表番号) [03\(5253\)1111](tel:0352531111)

(直通電話) [03\(3502\)6756](tel:0335026756)

報道関係者各位

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」と「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」の諮問と答申

～ 10物質を労働安全衛生法施行令別表第9に追加します ～

厚生労働大臣は、本日、労働政策審議会（会長：樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授）に対し、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」と「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。

これらの諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長：土橋 律 東京大学大学院工学系研究科教授）で審議が行われ、同審議会から、いずれも妥当であるとの答申がありました。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、平成30年7月1日の施行に向け、速やかに政省令の改正作業を進めます。

【政令・省令案のポイント】（詳細は別添3）

<労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱>

国内で譲渡・提供しようとする際に文書(安全データシート:SDS)の交付*1、化学物質等の名称等の表示（ラベル表示）やリスクアセスメント*2の実施が必要となる物質を定める「労働安全衛生法施行令別表第9」に、一定の有害性が明らかになった10の物質を追加するとともに、非晶質シリカを除外します。

■労働安全衛生法施行令別表第9へ追加等する化学物質

アスファルト
1-クロロ-2-プロパノール
2-クロロ-1-プロパノール
結晶質シリカ
ジチオリン酸O、O-ジエチル-S-（ターシャリーブチルチオメチル）（別名テルブホス）
フェニルイソシアネート
2, 3-ブタンジオン（別名ジアセチル）
ほう酸
ポルトランドセメント
2-メトキシ-2-メチルブタン（別名ターシャリアミルメチルエーテル）
硫化カルボニル

※上記の10物質及びこれらを含有する製剤その他の物。

※また、シリカについて、非晶質シリカを除外するため、「シリカ」を削除し「結晶質シリカ」を追加します。

<労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱>

GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に基づく分類を踏まえ、追加対象物質を含有する製剤その他の物に係る裾切値（当該物質の含有量がその値未満の場合、表示義務等の対象としない）を設定します。

- *1 労働安全衛生法施行令別表第9に一定の危険性または有害性を有する化学物質を掲げ、それらの化学物質を国内で譲渡・提供しようとする場合は、危険性または有害性に関する情報や安全に使用するための方法などを記載した文書（SDS）を譲渡・提供の相手側に提供することを義務付けています。
- *2 労働安全衛生法により、施行令別表第9に掲げる化学物質については、譲渡・提供時の容器または包装に一定の情報を表示すべきことと、リスクアセスメントを行うことを義務付けています。

[別添1】諮問文 \(PDF: 439KB\)](#)

[別添2】答申文 \(PDF: 64.3KB\)](#)

[別添3】政省令案の概要 \(PDF: 678KB\)](#)



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話 : [03-5253-1111](tel:03-5253-1111) (代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.